

事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 2 9 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 1 9 年政令第 1 7 9 号）の施行について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 1 9 年政令第 1 7 9 号）に係る経過措置が平成 2 4 年 3 月 3 1 日で終了することから、改正基準が適用される防火対象物で未対応のものについては、早期の改善が図られるよう、防火対象物関係者に対し福祉関係部局と連携する等して適切にご指導をいただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省老健局より別添のとおり「平成 2 4 年度におけるスプリンクラー整備特別対策事業について」（平成 2 4 年 3 月 2 9 日付け事務連絡）が各都道府県介護関連施設等整備担当課あて通知され、福祉関係部局の老人福祉施設へのスプリンクラー設備設置支援に係る交付金については、期限が 1 年延長され、平成 2 4 年度にも活用可能となるように措置されているところですので、お知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

連絡先 消防庁予防課設備係 岡澤、伊藤 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

事 務 連 絡
平成 24 年 3 月 29 日

各 都道府県 介護関連施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 24 年度におけるスプリンクラー整備特別対策事業について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の実施期限を一年延長したことに伴い、標記事業については平成 24 年度においても支援を継続することとしたところです。ただし、平成 23 年度末にスプリンクラーの設置義務の経過措置期間が終了する施設等（※）については、あくまで東日本大震災の影響等を勘案して対応したものであることから、早期執行を図るようお願いします。

また、本日、消防庁においても、各消防本部あて適切な対応を行うよう事務連絡（別添）を発出したところです。

つきましては、平成 24 年度にスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、消防本部と連絡調整の上、適切に対応いただくとともに、その旨管内市町村あて周知願います。

※「275 m²以上、1,000 m²未満」及び「1,000 m²以上の平屋建て」の下記施設

- ・老人短期入所施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）
- ・老人保健施設
- ・認知症高齢者グループホーム

【照会先】

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係
電 話 : 03-5253-1111 (内 3928、3927)
e-mail : kiban-seibi@mhlw.go.jp